

## 施設型給付費を受ける幼稚園のみを設置する学校法人等の会計及び 監査に関する研究報告

平成 27 年 12 月 7 日

日本公認会計士協会

	項番号
《Ⅰ 本研究報告の適用範囲》 .....	1
《1. 適用範囲》 .....	1
《2. 背景》 .....	3
《3. 定義》 .....	6
《Ⅱ 全般的事項》 .....	7
《1. 計算書類監査の目的》 .....	7
《2. 計算書類に適用される財務報告の枠組み》 .....	8
《3. 監査事項》 .....	10
付録 1 監査報告書の記載例	
文例 無限定適正意見を表明する場合の監査報告書の文例	
付録 2 内閣府「自治体向けFAQ【第11版】（平成27年11月11日）」抜粋	

## 《 I 本研究報告の適用範囲》

### 《 1. 適用範囲》

1. 本研究報告は、子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費を受ける幼稚園のみ（注）を設置する学校法人等（以下「施設型給付費を受ける幼稚園法人等」という。）において理事者等が私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に準じて作成する計算書類に対し、公認会計士又は監査法人が実施する監査において、監査報告書の記載区分、追記情報、比較情報、事後判明事実等に関連する監査基準委員会報告書の要求事項を適切に適用するために留意する事項を実務の参考として示すものである。

なお、本研究報告は、学校法人委員会実務指針第 36 号「私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の取扱い」（最終改正 平成 27 年 10 月 7 日 日本公認会計士協会）を施設型給付費を受ける幼稚園法人等の監査に適用する場合の留意点について取り扱っており、監査対象の違いによらず監査人として共通の事項については同実務指針を適用することに留意されたい。

（注）ここでいう「幼稚園のみ」には、幼稚園以外に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する「幼保連携型認定こども園」（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置する場合や、幼稚園や幼保連携型認定こども園のほかに、学校教育法第 124 条に規定する「専修学校」又は同第 134 条第 1 項に規定する「各種学校」を設置している場合を含んでいる。

2. 本研究報告の利用に際し、関連する監査基準委員会報告書は、主として以下のとおりである。

- ・ 監査基準委員会報告書 560 「後発事象」
- ・ 監査基準委員会報告書 700 「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ・ 監査基準委員会報告書 705 「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ・ 監査基準委員会報告書 706 「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- ・ 監査基準委員会報告書 710 「過年度の比較情報一対応数値と比較財務諸表」

なお、利用に際しては、本研究報告に記載されている監査基準委員会報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準委員会報告書と併せて理解することが求められる（監査基準委員会報告書 200 「財務諸表監査における総括的な目的」第 21 項）。

### 《 2. 背景》

3. 私立学校振興助成法第 9 条は「都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合に

は、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。」と規定している。同条に規定する経常的経費の補助に対する国の補助は、各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援する「一般補助」と各私立高等学校等の特色ある取組を支援する「特別補助」に分類される。また、同条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い計算書類を作成し公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して所轄庁に提出しなければならない旨が第 14 条に規定されている。

このうち、「一般補助」は、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」の施設型給付費を受ける幼稚園法人等については、支給の対象外となった。ただし、「特別補助」は施設型給付費を受ける幼稚園法人等についても支給の対象となり得ることから、経常的経費としての「特別補助」を受けている場合には、従来どおり私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査（以下「振興助成法監査」という。）の対象となる。また、同条同項により、補助を受けていても、「補助金の額が寡少であって、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない」とされており、監査免除となるのは所轄庁の許可を受けた場合に限られるため、所轄庁の許可を受けていない場合には振興助成法監査の対象となる。

以上のとおり、施設型給付費を受ける幼稚園法人等は、経常的経費の補助を全く受けていない場合又は所轄庁の許可を受けた場合において、振興助成法監査の対象外となる。これら経常的経費の補助の対象範囲や監査免除に関する取扱いは、所轄庁によって異なる可能性もあることに留意されたい。

一方で、振興助成法監査の対象外となったとしても、任意監査として私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に準じた監査を行う場合が想定されることから、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に準じた監査を行う場合の監査報告書の取扱いを検討した。

4. この私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に準じた監査は、平成 27 年内閣府告示第 49 号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」第 1 条第 28 号に規定する「外部監査費加算（当該施設等において、公認会計士又は監査法人による外部監査を実施した場合に加算されるものをいう。）」の外部監査に該当することになる。

なお、施設型給付費を受ける幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置している学校法人において大学等の他の設置校が経常的経費の補助を受けており、当該学校法人が振興助成法監査の対象となっている場合は、内閣府から公表されている「自治体向け F A Q【第 11 版】平成 27 年 11 月 11 日」の【会計基準・外部監査】No. 19「大臣所轄法人（大学等を設置する法人）に係る監査報告書の取扱い」で「市町村に提出する監査報告書は、私学助成法第 14 条第 3 項に規定する監査報告書で足りるものとし

ます」とされていることに留意されたい。施設型給付費を受ける幼稚園法人等が振興助成法監査の対象となっている場合も同様に扱われる。

5. 研究報告であることから適用時期に関する記載はないが、子ども・子育て支援新制度において新たに創設された施設型給付費に対応する監査であることから、本研究報告は、平成 27 年 4 月 1 日以降開始する会計年度に係る監査の実務の参考とすることとする。

### 《 3. 定義》

6. 本研究報告における用語の定義は次のとおりとする。
  - (1) 「施設型給付費を受ける幼稚園のみを設置する学校法人等」－学校法人化志向園など個人立を含む。ただし、学校法人会計基準によらない会計処理を行う社会福祉法人立、宗教法人立等は含まない。
  - (2) 「理事者等」－個人立における事業主を含む。

## 《 II 全般的事項》

### 《 1. 計算書類監査の目的》

7. 計算書類監査の目的は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施し、理事者の作成した計算書類が適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されているかどうかについて監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

### 《 2. 計算書類に適用される財務報告の枠組み》

8. 適用される財務報告の枠組みは、企業の特性と財務諸表の目的に適合するものとして、又は法令等の要求に基づいて、財務諸表の作成と表示において経営者が採用する財務報告の枠組みとされている（監査基準委員会報告書 200 第 12 項(13)）。
9. 学校法人会計基準は、文部省令で定められたものであり、基本金制度等、私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、広く我が国の学校法人の会計実務において定着している。また、公教育を担う高い公共性と公益性を有する私立学校の財務状況について、社会により分かりやすく説明できるとともに、経営判断に一層資するよう、学校法人の計算書類の広範囲の利用者に共通するニーズを調整・反映すべく、透明性のあるプロセスに従って策定されているため、「一般目的の財務報告の枠組み」となる。よって、当該基準に準拠して作成される「完全な一組の財務諸表」としての計算書類は、「一般目的の財務諸表」である。なお、追加開示の規定に則り、必要な事項が開示されていることから、「適正表示の枠組み」となる。

### 《 3. 監査事項》

10. 施設型給付費を受ける幼稚園法人等において私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に準じて行う監査は、「文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件」(平成 27 年 3 月 30 日文部科学省告示第 73 号)を参考にして行うものとする。

ただし、平成 28 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度においては「文部大臣を所轄庁とする学校法人が文部大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件」(昭和 51 年 7 月 13 日文部省告示第 135 号)を参考にして行うものとする。

以 上

## 《付録1 監査報告書の記載例》

監査報告書の文例及び留意事項を示すと次のとおりである。

### 【文例】無限定適正意見を表明する場合の監査報告書の文例

#### (1) 収益事業がない場合

##### ① 監査人が公認会計士の場合

<u>独立監査人の監査報告書</u>	
	平成〇〇年〇月〇〇日
学校法人〇〇〇（注1）	
理事会 御中（注2）	
	〇〇〇〇公認会計士事務所 公認会計士（自署） ㊟
<p>私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に準じた監査報告を行うため、学校法人〇〇〇の平成〇〇年度（平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書（注3）、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表（注4）を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。</p>	
<b>計算書類に対する理事者の責任</b>	
<p>理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p>	
<b>監査人の責任</b>	
<p>私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。</p>	
<p>監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並び</p>	

に理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人〇〇〇の平成〇〇年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）学校法人化志向園などの個人立においては、「〇〇〇幼稚園」など、適切な名称により記載する。

（注2）学校法人化志向園などの個人立においては、「園長 〇〇 〇〇殿」など、適切な名称により記載する。なお、文例中にある「理事者」についても、同様に適切な名称により記載する。

（注3）平成28年3月31日をもって終了する会計年度においては「消費収支計算書」とする。

（注4）学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の規定に基づき基本金明細表を作成していない場合には削除する。

#### ② 監査人が監査法人の場合

ア. 無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合

#### 独立監査人の監査報告書

平成〇〇年〇月〇〇日

学校法人〇〇〇（注1）

理事会 御中（注2）

〇〇〇監査法人

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士

（自 署）㊟

（注3）

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に準じた監査報告を行うため、学校法人〇〇〇の平成〇〇年度（平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計

算書（注4）、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表（注5）を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### **計算書類に対する理事者の責任**

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### **監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### **監査意見**

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人〇〇〇の平成〇〇年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### **利害関係**

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）(1)①（注1）に同じ



(注2) (1)① (注2) に同じ

(注3) 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇〇監査法人

代表社員

業務執行社員

公認会計士

(自 署) ㊟

(注4) (1)① (注3) に同じ

(注5) (1)① (注4) に同じ

イ. 監査人が有限責任監査法人の場合

独立監査人の監査報告書

平成〇〇年〇月〇〇日

学校法人〇〇〇 (注1)

理事会 御中 (注2)

〇〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

(自 署) ㊟

(注3)

(以下、②アの場合の記載と同じ。)

(2) 収益事業を行っている場合の監査の対象

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に準じた監査報告を行うため、学校法人〇〇〇の平成〇〇年度(平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日まで)の計算書類、すなわち、資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、事業活動収支計算書(注1)、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表(注2)を含む。)、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

(注1) (1)① (注3) に同じ

(注2) (1)① (注4) に同じ

## 《付録2 内閣府「自治体向けFAQ【第11版】（平成27年11月11日）」抜粋》

子ども・子育て支援新制度に関する自治体及び事業者の疑問を解消することを目的として内閣府からFAQ（よくある質問）が公表されている。その中でもとりわけ【会計処理・外部監査】は、監査人が実務を行うに当たっての参考となると考えられることから、抜粋して付録として収録するものである。

なお、FAQは随時更新されるため、実務の参考とする際には内閣府ウェブサイトから最新のものを入手し利用されたい。

### 【会計処理・外部監査】

No.	事項	問	答
1	個人立施設の会計処理 ①	施設型給付費等に係る会計処理については、法人種別ごとの会計処理を求めますが、個人立の施設の会計処理はどのような取扱いとなるのでしょうか。今後、通知等で示されますか。	施設型給付費等に係る会計処理については、法人種別ごとの会計処理を求めるとを基本としており、例えば学校法人が運営する施設や事業は学校法人会計基準を、社会福祉法人が運営する施設や事業は社会福祉法人会計基準を、株式会社が運営する施設や事業は企業会計基準を適用することとしています。 また、いわゆる102条園（宗教法人立や個人立の幼稚園等）において、公的な会計基準が設けられていない施設が施設型給付費を受ける場合については、基本的に学校法人会計基準に準じた会計処理を行ってください。
2	個人立施設の会計処理 ②	施設型給付費を受ける個人立の幼稚園については、学校法人会計基準に準じた会計処理を行うことが基本とのことですが、事務体制の制約等により、準じた処理が困難な場合はどうすればよいのでしょうか。	必ずしも学校法人会計基準に準じた会計処理を義務づけるものではありませんが、当該基準に準じた会計処理を行っていない場合、公認会計士又は監査法人による外部監査を受けて監査証明を得ることが困難な場合も考えられますので、可能な限り、当該基準に準じた会計処理を行うことが望まれます。
3	財団法人、 社団法人、 NPO法人 などの会計 基準	財団法人や社団法人、NPO法人などの場合、会計基準はそれぞれの会計基準によって差し支えないでしょうか。	それぞれの会計基準によって頂いて差し支えありません。 なお、これらの者については、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日付児発第295号厚生省児童家庭局長通知）においては、企業会計の会計基準による会計処理を行っている者と同様の取扱いとなります。
4	私立幼稚園 に対する検	これまで、私学助成を行っていた園に対しては、都道	施設型給付に移行する私立幼稚園については、市町村が確認権者として運営基準を満たしているか確認するた

No.	事項	問	答
	査等	府県が私学検査を行っていましたが、私立幼稚園が施設型給付に移行した際には市町村が検査を行うこととなるのでしょうか。また、都道府県の私学担当部局は財務書類を徴収することができるのでしょうか。	めに監査等を行うこととなります。同時に、施設型給付に移行しても私立幼稚園としての認可、学校法人としての認可は所轄庁たる都道府県であることには変わりはありませんので、認可に伴う検査、報告徴収などは、引き続き、都道府県が実施することとなります。具体的にどのような運用とするかについては、今後整理します。なお、私立幼稚園が施設型給付に移行することにより経常費助成費補助を受けなくなる場合、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号。以下、「私学助成法」という。）第 14 条の所轄庁への財務書類の届出義務の対象外となりますが、所轄庁において指導監督に必要な範囲で引き続き財務書類を徴収することは直接の法令の規定がなくとも可能です
5	利用者負担額の取扱い	学校法人で新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園（以下、「新制度園」という。）の利用者負担額（基本負担額）に係る会計処理はどうすればよいのでしょうか。	公定価格における利用者負担額（国基準の範囲内で市町村が定める額）に係る会計処理については、大科目は「学生生徒納付金収入」、小科目は「基本保育料収入」とします。
6	施設型給付費の取扱い	学校法人立の新制度園における施設型給付費に係る会計処理はどうすればよいのでしょうか。	施設型給付費は、施設の運営に標準的に要する費用総額として設定される「公定価格」から「利用者負担額」を控除した額であることから、その性質上、大科目は「補助金収入」として取り扱うことが適当です。（なお、小科目は「施設型給付費収入」とします。）
7	特定負担額の取扱い	学校法人における新制度園の特定負担額に係る会計処理はどうすればよいのでしょうか。費目ごとに処理する必要はあるのでしょうか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下、「運営基準」という。）第 13 条第 3 項に規定する特定教育・保育の質の向上に係る対価として保護者の同意を得て支払いを受ける額（いわゆる特定負担額）に係る会計処理については、大科目は「学生生徒納付金収入」、小科目は「特定保育料収入」とすることを基本とします。（なお、小科目には用途を示す費目を付記することも考えられます。例：特定保育料収入（施設整備費）など）
8	入園前に納	学校法人における新制度園	検定料については、従来の私学助成を受ける園と同様、

No.	事項	問	答
	付する検定料等に係る会計処理①	の検定料や入園料に係る会計処理はどうなるのでしょうか。	<p>大科目は「手数料収入」、小科目は「入学検定料収入」として取り扱うこととなります。</p> <p>また、新制度移行後に入園料として入園内定者から費用を徴収する場合、その費用の性格については、①入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価又は②教育・保育の対価の大きく2つに分けられますが、このうち、①については、その費用の性質上、検定料と同様、大科目は「手数料収入」として取り扱うことが適当と考えます（小科目は「入園受入準備費収入」とします。）。</p> <p>なお、②については、特定負担額として一定の要件の下で徴収することが可能であり、用途を示す費目を一括して入園料の名目で徴収することも可能ですが、その場合の会計処理については、上記（No. 7）に示すとおり、大科目は「学生生徒納付金収入」、小科目は「特定保育料収入」とすることを基本とします。（なお、小科目に用途を示す費目を付記する場合は、「入園料」ではなく、具体的な費目を用いることとします。）</p>
9	入園前に納付する検定料等に係る会計処理②	学校法人において新制度園における入園前に徴収する検定料や入園料は、どの年度の収入として処理すればよいのでしょうか。	<p>「手数料収入」として取り扱う検定料及び入園受入準備費については、入園年度の前年度の収入として処理しますが、入園料として徴収する特定負担額については、教育・保育の対価としての性質上、入園年度の収入として処理します。（なお、入園年度の前年度中に徴収した場合には、いったん「前受金収入」として処理することになります。）</p>
10	実費徴収の取扱い	学校法人において新制度園における実費徴収に係る会計処理はどうすればよいのでしょうか。	<p>運営基準第13条第4項に規定する特定教育・保育において提供される便宜に要する費用として保護者の同意を得て支払いを受ける額（いわゆる実費徴収額）に係る会計処理については、従来の私学助成を受ける幼稚園における取扱いと同様、徴収の実態等に応じて取り扱うものとします。</p>
11	一時預かり事業（幼稚園型）に係る会計処理	学校法人において一時預かり事業（幼稚園型）に係る経費等はどのように会計処理するのでしょうか。	<p>私学助成における従来の預かり保育については、学校法人会計基準では補助活動収支として計上するQ&amp;Aが出されており（平成14年7月29日日本公認会計士協会「学校法人の設置する認可保育所に係る会計処理に関</p>

No.	事項	問	答
			<p>するQ &amp; A」参照。)、一時預かり事業(幼稚園型)に係る会計処理においても、私学助成における従来の預かり保育と同様に取り扱うこととします(一時預かり事業は教育活動に付随する事業であるため、教育に関連する科目として計上しないこととなります。)。なお、都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、従来どおり、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができます。</p>
12	収支予算書における収入計上	<p>学校法人立の新制度園において、収支予算書に施設型給付費と利用者負担額の収入見込額を計上する場合はそれぞれ区分して計上する必要があるのででしょうか。</p>	<p>新制度園における収支予算書の取扱いについては、私学助成を受ける幼稚園における取扱い(私学助成法第14条第2項)に準じて取り扱うこととなりますが、収入見込額の計上に当たっては、学納金収入(利用者負担額)と補助金収入(施設型給付費)は、それぞれ区分して計上する必要があります。ただし、収支予算書提出時点では各入園予定者の基本保育料(利用者負担額)が必ずしも明らかではないため、例えば、公定価格における利用者負担額の割合(H27 予算案ベースで約42%)や前年度実績等を用いて見込額を計上し、必要に応じて補正予算で対応することが考えられます。</p> <p>なお、従前の勘定科目により既に収支予算書を作成・提出済みの場合は、後日(例えば、補正予算編成時に)、新たな勘定科目による収支予算書に差し替える等の対応が考えられます。</p>
13	認定こども園の取扱い①	<p>学校法人において幼保連携型認定こども園は、単一の部門として会計処理するのでしょうか。</p>	<p>新制度における幼保連携型認定こども園は、学校(及び児童福祉施設)としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、認定こども園を一つの単位として施設型給付費により財政支援を行うことから、学校法人会計基準により計算書類を作成する場合、一つの部門として取り扱うこととします。</p>
14	認定こども園の取扱い②	<p>学校法人において幼稚園型認定こども園は、単一の部門として会計処理するのでしょうか。</p>	<p>幼稚園のみで構成する認定こども園(いわゆる幼稚園型認定こども園(単独型))については、学校として一つの部門として会計処理することになります。また、幼稚園及び保育機能施設により構成する認定こども園(いわゆる幼稚園型認定こども園(並列型及び接続型))についても、子ども・子育て支援法(以下、「支援法」とい</p>

No.	事項	問	答
			う。)において、認定こども園を一つの単位として施設型給付費により財政支援を行うため、施設型給付費を幼稚園と保育機能施設に区分して会計処理することとした場合の事業者の事務負担等も考慮し、学校法人会計基準により計算書類を作成する場合、幼稚園型認定こども園を一つの部門として取り扱うこととします。
15	認定こども園の取扱い③	学校法人において学校等の新設の場合は法人部門に収支を計上することになりますが、新制度への移行の場合は、移行に伴う収支をどの部門に計上すればよいでしょうか。	幼保連携型認定こども園への移行に当たっては、新たに認可(みなし認可を含む)を受けることとなるため、従来の学校新設等の会計処理と同様、移行に伴う収支(前受金や施設整備費等の準備経費など)は法人部門に計上し、移行後必要に応じて、認定こども園部門に適宜振替処理等を行うこととなります。また、幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行する場合や幼稚園型認定こども園のまま新制度に移行する場合は、新たに認可を受ける施設が無いことから、移行に伴う収支は、引き続き、幼稚園部門に計上することとなります。
16	教育研究経費と管理経費の区分①	学校法人において幼保連携型認定こども園における教育研究経費と管理経費の区分(以下、「教管区分」という。)はどのように取り扱うのでしょうか。	新制度における幼保連携型認定こども園は、教育・保育施設(支援法第7条第4項)として教育・保育を一体的に提供していることから、学校法人会計基準により計算書類を作成する場合、基本的に管理経費に該当する経費等(昭和46年11月27日雑管大118号「教育研究経費と管理経費の区分について(報告)」について(通知)の別紙1.~7.に該当する経費及び地域型保育事業並びに地域子ども・子育て支援事業等(新制度移行後も私学助成を受けて預かり保育及び子育て支援活動等を実施する場合の当該事業を含む。)に係る経費)を除き、教育研究経費として取り扱うこととします。なお、都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、従来どおり、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができます。
17	教育研究経費と管理経費の区分②	学校法人において幼稚園型認定こども園における教管区分は、どのように取り扱うのでしょうか。	幼稚園型認定こども園についても、幼保連携型認定こども園と同様に、教育・保育施設(支援法第7条第4項)として教育・保育を一体的に提供していることから、学校法人会計基準により計算書類を作成する場合、基本的に管理経費に該当する経費等(上記No.16と同じ。)を

No.	事項	問	答
			除き、教育研究経費として取り扱うこととします。 なお、都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、従来どおり、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができます。
18	外部監査を受けた場合の自治体監査の取扱い	学校法人立の新制度園が公認会計士等による外部監査を受ける場合でも、市町村からの監査を二重に受けないといけないのでしょうか。	新制度園が公認会計士又は監査法人による外部監査を受けた場合には、市町村による通常の会計監査の対象外とする予定です。なお、運営面の適正さを担保するために、市町村による定期的な指導監督又は不正が発覚した場合の監査等は実施します。
19	大臣所轄法人（大学等を設置する法人）に係る監査報告書の取扱い	学校法人において大臣所轄法人（大学等を設置する学校法人）が私学助成を受ける場合、私学助成法第14条第3項に規定する監査報告書を作成し、所轄庁（文部科学大臣）に提出する必要があるが、当該大臣所轄法人が新制度園を設置している場合、市町村に対して提出する外部監査に係る監査報告書は、文部科学大臣に提出する監査報告書と同じものでよいのでしょうか。また、その場合でも、外部監査費加算は適用されるのでしょうか。	この場合、市町村に提出する監査報告書は、私学助成法第14条第3項に規定する監査報告書で足りるものとします。また、この場合でも、外部監査費加算の対象となります。 なお、高等学校等を設置する知事所轄法人が新制度園を設置している場合においても、同様の取扱いとします。
20	監査報告書等の提出範囲	学校法人において外部監査の監査報告書等は、市町村のほか都道府県にも提出する必要があるのでしょうか。	市町村に監査報告書等を提出することは必須ですが、都道府県については、引き続き私学助成（特別補助）を受けている施設のうち、私学助成法第14条第3項に規定する公認会計士等の監査実施を義務付けられている場合には、都道府県に監査報告書を提出することは必須となります。なお、私学助成を一切受けなくなる施設については、所轄庁の取扱いによります。
21	外部監査の	学校法人における外部監査	私学助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監

No.	事項	問	答
	定義	費加算の要件である公認会計士等の監査の定義は何ですか。	査法人の監査（学校法人立の場合）及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査をいいます。
22	所轄庁の指定する監査事項	学校法人における新制度園の外部監査に係る監査事項はどのようなのでしょうか。	監査事項については、従来どおり、所轄庁の判断により指定することが基本ですが、新制度においては、都道府県ごとの私学助成とは異なり、国基準を踏まえ教育・保育の標準的な運営に係る費用として公定価格を設定することから、新制度園における外部監査に係る監査事項について、一定の統一的处理とすることが適当です。このため、所轄庁における監査事項の指定に当たっては、大臣所轄法人に係る監査事項（平成 27 年度については「文部大臣を所轄庁とする学校法人が文部大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件」（昭和 51 年 7 月 13 日 文部省告示第 135 号）、平成 28 年度以降については「文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件」（平成 27 年文部科学省告示第 73 号））に準じて取り扱うこととします。
23	給食費の実費徴収の取扱い	学校法人が運営する新制度園における給食費の実費徴収に係る会計処理はどのようにすればよいのでしょうか。	給食費の実費徴収については、従来の私学助成を受ける幼稚園における取扱いと同様に、徴収の実態等に応じて取り扱うものと考えられます。例えば、以下の取扱いが考えられます。 ・（大科目）事業収入（小科目）補助活動収入（平成 28 年度以降は（大科目）付随事業・収益事業収入（小科目）補助活動収入）として処理。 ・補助活動収入とは別の小科目を設けて処理。 ・食育等の観点から教育（保育）の実施に必要な経費として、合理性が認められる場合には、学生生徒等納付金として処理。 ・給食を外部搬入している等の場合に、預かり金として処理。
24	人件費の計上区分	新制度における「保育教諭」に係る人件費は、学校法人会計上、「教員人件費」と「職	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律第 14 条 10 項において、「保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさど



No.	事項	問	答
		員人件費」のどちらに計上すべきでしょうか。	る。」と規定されており、保育教諭は教育に従事する教員であることから、学校法人会計では保育教諭人件費は「教員人件費」に計上することになります。〔当該保育教諭が担当する子どもの認定区分にかかわらず、同様の取扱い〕
25	人件費の計上区分	新制度における「保育士」に係る人件費は、学校法人会計上、「職員人件費」として計上すればよいでしょうか。	学校法人会計では保育士資格を有する者のうち、保育士として勤務する者（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園や保育所、小規模保育事業等で勤務する場合、一時預かり事業や子育て支援活動に従事する場合）は「職員人件費」として計上することになります。 なお、幼保連携型認定こども園に関しては、認定こども園法一部改正法附則第5条の規定により、保育士資格のみを有する者が保育教諭となることも可能とされているため、当該規定により保育教諭となる者については、上記問のとおり「教員人件費」として計上することになります。